

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年1月21日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	使用済樹脂系復水の過装置逆洗受タンク攪拌弁(A)において、シートリークが認められたため、当該攪拌弁を点検。	D	
2	2号機	所内電源設備480VモーターコントロールセンターS-2(ユニット5C:海水熱交換器建屋排気ファンB)点検による動作確認試験において、電磁接触器に異音の発生が認められたため、当該電磁接触器を交換。	D	
3	2号機	復水脱塩装置用空気圧縮機の点検において、シリンダーカバー押さえ用キャップナット4個に割れ(キャップ部)が認められたため、当該ナットを交換。	D	
4	2号機	計装用圧縮空気系空気除湿装置(B)再生用送風機の点検において、送風機軸オイルシール嵌め合い部に摩耗が認められたため、対応検討。	D	
5	2号機	復水脱塩装置用空気圧縮機クランクピンメタルにおいて、浸透探傷検査で指示模様が、目視検査でキズが認められたため、対応検討。	D	
6	2号機	主復水器連続洗浄装置計装ラック(A、C)の扉に閉まり不良が認められたため、当該扉を補修。	D	
7	3号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器入口加熱蒸気供給圧力指示値が通常値より低い(0.62MPaが0.55MPa)ことが認められ、圧力制御弁の動作不良が考えられるため、当該圧力制御弁を点検。	D	
8	4号機	高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備冷却系の純水補給水系供給ラインストレーナ差圧計の低圧側元弁のグランド部より水のにじみが認められたため、当該グランド部を点検。	D	
9	1.2号廃棄物処理設備	洗濯廃液蒸留水タンク天板部のシール材部に水の漏れ跡が認められたため、当該シール材を交換。	D	
10	3.4号廃棄物処理設備	ホットシャワー廃液処理系バグフィルタ(ろ過)タンク(A)出口配管において、詰まりが認められたため、当該出口配管を清掃。	D	
11	その他	一次水処理装置前処理装置の凝集剤貯槽液位計において、指示不良(指示が変化しない)が認められたため、当該液位計を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353